

札幌市告示第1423号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第5項の規定により、平成26年札幌市告示1445号・1582号で指定した、特定有害物質によって汚染されている区域の全部について指定を解除する。

平成30年（2018年）3月15日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 指定を解除する区域の所在地
札幌市白石区南郷通17丁目南41番1の一部
札幌市白石区南郷通17丁目南42番の一部
- 2 特定有害物質
ベンゼン
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去及び原位置での浄化による除去